

議案第 33 号

北名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 5 月 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険条例（平成18年北名古屋市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の北名古屋市国民健康保険条例附則第5項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。